

2022年4月11日

都道府県・指定都市民児協事務局

市区町村民児協事務局

御中

損害保険ジャパン株式会社

株式会社福祉保険サービス

民生委員・児童委員活動保険

保険金請求時の診断書省略基準の記載誤りについて

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、損保ジャパンでは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保険金請求時の診断書提出基準の緩和を実施しておりましたが、基準変更のご案内ができておりませんでした。またこの度配布した令和4年度の手引きにおいても基準変更が反映していない内容のご案内となっております。併せてお詫び申し上げます。

本件は、保険会社内の確認不足より生じたことであり、今後このようなことのないよう努めて参ります。

敬具

記

1. 診断書省略基準の変更

下記の通り変更いたしました。

【変更前】 ケガの保険 支払保険金（累計）1.0万円までは診断書省略可

【変更後】 ケガの保険 支払保険金（累計）3.0万円までは診断書省略可

※事案によっては追加で診断書のご提出をお願いする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に関する保険金請求にあたっては診断書や陽性の証明書のご提出が必要となります。

2. 実施日

2021年7月以降事故受付分より実施しております。

2021年9月以降に保険会社より発送するご請求書類は上記基準のもと作成し、ご案内しております。

3. ご対応いただく事項

・「【民児協事務局用】民生委員・児童委員活動保険 事務の手引き<令和4年4月版>」の記載内容には、上記変更が反映されておりません。誠に恐れ入りますが、変更箇所は裏面の正誤表をご確認いただきますようお願いいたします。

・保険金のご請求の際には、損保ジャパンの保険金サービス課にて事案ごとの必要書類をご案内しておりますので記載内容をご確認いただきますようお願いいたします。

・上記基準に関わらず、事案ごとに損保ジャパンが診断書のご提出をお願いする場合があります。

※なお、上記診断書省略基準内で診断書を取得された場合の費用は補償の対象外となります。

（補償・返金等はありません。）

4. 正誤表

「【民児協事務局用】民生委員・児童委員活動保険 事務の手引き<令和4年4月版>」

手引き該当箇所	<誤>	<正>
P. 8 【保険金や見舞金の請求に必要となる主な書類】 ④医師の診断書	・ご自身のケガの場合は、請求額が <u>10 万円</u> を超える場合、必ず必要になります（ <u>10 万円</u> 以下の場合は、所定の書類による申告で、診断書の提出を省略しています）。	・ご自身のケガの場合は、請求額が <u>30 万円</u> を超える場合、必ず必要になります（ <u>30 万円</u> 以下の場合は、所定の書類による申告で、診断書の提出を省略しています）。
P. 18 （1）委員本人がケガをしてしまったとき ②保険金請求に必要なもの	<保険金請求金額が <u>10 万円</u> 以下の場合> <保険金請求金額が <u>10 万円</u> 超の場合>	<保険金請求金額が <u>30 万円</u> 以下の場合> <保険金請求金額が <u>30 万円</u> 超の場合>
P. 22	保険金の請求金額が <u>10 万円</u> 以下の場合に必要な書類	保険金の請求金額が <u>30 万円</u> 以下の場合に必要な書類
P. 23	保険金の請求金額が <u>10 万円</u> 超の場合に必要な書類	保険金の請求金額が <u>30 万円</u> 超の場合に必要な書類

5. 本件についてのお問い合わせ先

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

TEL：03-3349-5137

<取扱代理店>

株式会社福祉保険サービス

TEL：03-3581-4667

以上